

令和7年度 青森県造林補助事業標準単価表（人工造林） (森林環境保全整備事業)

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
 - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
 - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
 - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1現場が0.1ha以上であること（水田跡地の場合には0.05ha以上）

【標準単価】（消費税10%適用）

- 1 補助対象苗木及び植栽本数（ha当たり）

樹種名	植栽本数	
スギ(コンテナ苗含む)	1,000	～ 3,000
アカマツ	2,000	～ 3,000
クロマツ(コンテナ苗含む)	2,000	～ 3,000
カラマツ(コンテナ苗含む)	1,500	～ 3,000
ヒバ(コンテナ苗含む)	1,500	～ 3,000
アオダモ	2,000	～ 3,000
イタヤカエデ	2,000	～ 3,000
ホオノキ	2,000	～ 3,000
サクラ	2,000	～ 3,000
トチ	2,000	～ 3,000
エンジュ	2,000	～ 3,000

樹種名	植栽本数	
シラカバ	2,000	～ 3,000
コナラ	2,000	～ 3,000
ウルシ	1,000	～ 3,000
カツラ	2,000	～ 3,000
ケヤキ	2,000	～ 3,000
ブナ	2,000	～ 3,000
ミズナラ	2,000	～ 3,000
クリ(シバグリ)	2,000	～ 3,000
ミズキ	2,000	～ 3,000

- 2 標準単価(スギをha当たり2,000本植栽した場合)

(単位:円/ha)

現地条件	標準単価	
	人力地拵え	機械地拵え
植栽地が草地・灌木地	1,081,990	
植栽地が笹地	1,050,910	912,990

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。

令和7年度 青森県造林補助事業標準単価表（樹下植栽等） (森林環境保全整備事業)

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
 - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
 - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
 - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1 現場が0.1ha以上であること
- 4 上層木が3齢級（15年生）以上であること（面的複層林施業の対象森林は10齢級（50年生）以上）

【標準単価】（消費税10%適用）

- 1 補助対象苗木及び植栽本数（ha当たり）

樹種名	植栽本数	
スギ(コンテナ苗含む)	300	～ 3,000
アカマツ	300	～ 3,000
クロマツ(コンテナ苗含む)	300	～ 3,000
カラマツ(コンテナ苗含む)	300	～ 3,000
ヒバ(コンテナ苗含む)	300	～ 3,000

- 2 標準単価(ヒバをha当たり1,500本を植栽した場合) (単位:円/ha)

現地条件	標準単価	
	人力地拵え	機械地拵え
植栽地が草地・灌木地	1,154,910	1,061,960
植栽地が笹地	1,137,820	

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。

令和7年度 青森県造林補助事業標準単価表（下刈） (森林環境保全整備事業)

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
 - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
 - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
 - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 単層林として植栽したものについては2齢級（10年生）以下
- 5 複層林においては下層木が5齢級（25年生）以下
- 6 その他の方法により更新した森林においては8齢級（40年生）以下
- 7 人工造林の4回目以降の実施については、下刈りの必要性を証する写真その他資料を整備

【標準単価】（消費税10%適用）

(単位:円/ha)

区分	下刈種別	標準単価
単層林	全刈り	215,270
複層林	全刈り	172,210

(単位:円/ha)

区分	下刈種別	標準単価
単層林	筋刈り	69,870
複層林	筋刈り	55,890

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。

令和7年度 青森県造林補助事業標準単価表（枝打ち） (森林環境保全整備事業)

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
 - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
 - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
 - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 6齢級（30年生）以下（天然更新は補助対象外）
- 5 12齢級（60年生）以下で保育間伐又は間伐と一体的に行う
- 6 18齢級（90年生）以下で更新伐と一体的に行う

【標準単価】（消費税10%適用）

(単位:円/ha)			(単位:円/ha)		
区分	種別	標準単価	区分	種別	標準単価
単層林	1.0m～2.0mまで	218,790	複層林	1.0m～2.0mまで	174,480
	2.0m～4.0mまで	370,020		2.0m～4.0mまで	440,360

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかかる保険料等を加算することになる。

令和7年度 青森県造林補助事業標準単価表（除伐・保育間伐） (森林環境保全整備事業)

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
 - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
 - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
 - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 除伐は、下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあっては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰とする。不用木の除去のみを実施する場合は、原則として不用木全てを除去する場合に補助対象とする。
- 5 保育間伐は、計画（森林経営計画又は特定間伐等促進計画）に基づく場合に限り、適切な密度管理を目的として12齢級以下の林分、又は伐採しようとする不用木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰とする。不良木淘汰の伐採率が20%以上の場合に補助対象とする。

【標準単価】（消費税10%適用）

(単位:円/ha)

区分	種別	標準単価
除伐	单層林 刈払機使用	221,770
除伐	複層林 刈払機使用	177,410
保育間伐 (7齢級以下)	チェンソー使用 (選木有、枝払込)	347,390
保育間伐 (8齢級以上)	チェンソー使用 (選木有、枝払込)	179,110

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。

令和7年度 青森県造林補助事業標準単価表（間伐）
 (森林環境保全整備事業)

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
 - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者
 - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
 - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1 現場が0.1ha以上であり、計画（森林経営計画又は特定間伐等促進計画）に基づく作業であること
- 4 1 申請ごとに10m³/ha以上搬出
- 5 不良木淘汰の伐採率は20%以上
- 6 適切な密度管理を目的として12齢級（60年生）以下の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積

【標準単価】（消費税10%適用）

(単位:円/ha)

区分	種別	標準単価			
		定性間伐（選木有）		列状間伐（選木有）	
		チェーンソー造材	プロセッサ造材	チェーンソー造材	プロセッサ造材
間伐 (12齢級以下)	10m³未満（伐倒のみ）	127,770	127,770	108,130	108,130
	10m³未満（伐倒、枝払）	190,930	190,930	171,280	171,280
	10m³～20m³	277,650	251,300	238,830	212,480
	20m³～30m³	374,090	330,380	355,030	279,270
	30m³～40m³	435,370	374,290	422,090	316,100
	40m³～50m³	533,000	454,540	520,280	384,710
	50m³～60m³	566,650	506,030	492,460	431,830
	60m³～70m³	624,110	552,460	614,870	470,920
	70m³～80m³	780,540	625,860	699,300	533,580

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかかる保険料等を加算することになる。

令和7年度 青森県造林補助事業標準単価表（更新伐）
 (森林環境保全整備事業)

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
 - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者
 - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
 - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1現場が0.1ha以上であり、計画（森林経営計画又は特定間伐等促進計画）に基づく作業であること
- 4 1申請ごとに10m³/ha以上搬出
- 5 不良木淘汰の伐採率は20%以上
- 6 人工林における育成複層林の造成及び育成若しくは広葉樹林化の促進又は天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として18歳級（90年生）以下の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積

【標準単価】（消費税10%適用）

区分	種別	(単位:円/ha)			
		標準単価			
		定性伐採（選木有）	チェーンソー造材	標準単価	
更新伐 (13歳級以上)	10m ³ 未満（伐倒のみ）	77,420		10m ³ 未満	100,770
	10m ³ 未満（伐倒、枝払）	109,910		10m ³ ～20m ³	228,820
	10m ³ ～20m ³	205,480		20m ³ ～30m ³	313,830
	20m ³ ～30m ³	290,490		30m ³ ～40m ³	398,850
	30m ³ ～40m ³	375,510		40m ³ ～50m ³	483,870
	40m ³ ～50m ³	460,530		50m ³ ～60m ³	568,890
	50m ³ ～60m ³	545,540		60m ³ ～70m ³	653,900
	60m ³ ～70m ³	630,560		70m ³ ～80m ³	738,920
	70m ³ ～80m ³	715,580		80m ³ ～90m ³	823,940
	80m ³ ～90m ³	800,590		90m ³ ～100m ³	908,950

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。

令和7年度 青森県造林補助事業標準単価表（森林作業道） (森林環境保全整備事業)

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
 - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
 - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
 - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者

【標準単価】（消費税10%適用）

1 幅員2.5m (単位:円/m)

傾斜	標準単価
15° 未満	330
15° 以上20° 未満	580
20° 以上25° 未満	900
25° 以上30° 未満	1,370
30° 以上	2,130

2 幅員3.0m (単位:円/m)

傾斜	標準単価
15° 未満	520
15° 以上20° 未満	800
20° 以上25° 未満	1,290
25° 以上30° 未満	1,920
30° 以上	2,730

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかかる保険料等を加算することになる。

令和7年度 青森県造林補助事業標準単価表（一貫作業）
 (特定機能回復事業)

【造林補助を受けるための条件】

- 1 事業実施主体
 - (1) 市町村
 - (2) 森林組合、生産森林組合
 - (3) 森林整備法人
 - (4) 特定非営利活動法人
 - (5) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 2 1現場が0.1ha以上であること、1伐区当たりの面積の上限はおおむね2.5haとし、伐区については連たんしないものとする。
- 3 都道府県が設定するスギ人工林伐採重点区域内の森林において実施する。
- 4 都道府県が設定するスギ人工林伐採重点区域内の森林において実施する。
- 5 林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。
- 6 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。

【標準単価】（消費税10%適用）

標準単価(無花粉スギコンテナ苗をha当たり2,000本植栽した場合)

(単位:円/ha)

区分	種別	標準単価			
		12歳級以下		13歳級以上	
		定性間伐	列状間伐	定性間伐	列状間伐
一貫作業	10m³未満（伐倒のみ）	2,036,400	2,036,400	2,002,810	2,002,810
	10m³未満（伐倒、枝払）	2,099,560	2,099,560	2,035,290	2,035,290
	10m³～20m³	2,159,930	2,140,750	2,114,320	2,097,040
	20m³～30m³	2,239,580	2,207,540	2,188,330	2,160,280
	30m³～40m³	2,293,890	2,249,000	2,262,310	2,223,530
	40m³～50m³	2,374,720	2,317,600	2,336,310	2,286,140
	50m³～60m³	2,426,210	2,365,300	2,410,300	2,349,390
	60m³～70m³	2,479,580	2,407,280	2,484,290	2,412,000
	70m³～80m³	2,552,980	2,469,940	2,558,280	2,475,240
	80m³～90m³	2,626,980	2,533,180	2,632,280	2,538,490

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。